

第5 ごみ減量・資源化促進事業

1 ごみ減量・資源化促進事業の概要

本市では、ごみ減量と資源の有効利用を促進するため、昭和49年から子ども会やPTAなどが主体となって行う資源回収に補助金を交付するなど実践活動団体の育成と普及に努めてきた。さらに、昭和54年度からは各種団体などの協力を得て「資源回収推進地区」を指定し、地域の資源回収事業を積極的に推進してきた。

また、事業系ごみの排出量の大幅な増加に対処するため、平成4年度に「地球にやさしいオフィス」登録制度を全国に先駆けて発足させ、事業者の自主的な取組によるごみの減量・資源化を促進している。

また、ごみを出さないライフスタイルへの転換を市民に呼びかけ、商品の購入段階等でのごみの減量化等を図るため、市民の日常生活と直接接する店舗等を登録する「地球にやさしい店」登録制度を平成5年度から発足させるなど、消費・排出の各段階でのごみ減量・資源化対策を推進している。

こうした様々な取り組みが評価され、平成7年に国からごみの排出抑制や再利用に先進的な取り組み全国的なモデルとして、「クリーン・リサイクルタウン」に選定された。

平成8年10月に、「容器包装リサイクル法」に対応する「高松市分別収集計画」を策定し、分別収集に関する基本的事項を定め、平成12年7月には「容器包装リサイクル法」完全実施と本市ごみ処理施設の能力が逼迫してきたことから、従来のごみ収集方式を全面的に改め、家庭系ごみにおける「資源ごみ」収集量の大幅な増加と、「可燃・破碎ごみ」の減量という点で一定の成果を挙げた。

平成13年4月から家電リサイクル法（特定家庭用品機器再商品化法）が施行されたことにより、家電リサイクル対象4品目については、臨時・粗大ごみとして収集し、メーカーの指定取引場所へ運搬することとした。

平成16年10月1日からは、より一層のごみ減量・資源化、ごみ処理にかかる負担の公平化、ごみに責任をもつ社会の実現を目指し、定期収集家庭ごみのうち、「燃やせるごみ」「破碎ごみ」について有料の指定収集袋による回収を開始した。

平成17年度の近隣6町との合併で本市を取巻く環境の変化もある中、平成20年3月には一般廃棄物処理基本計画を改定し、さらなるごみの減量・資源化に取り組んでいる。

平成20年4月からは合併地区のごみ収集体制を旧高松市の制度に統一した。

また、製造メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成20年4月からパソコンの収集・処理施設での受入れを市が行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることとし、資源の再利用を図っている。

平成20年12月1日には事業者、市民団体、市の3者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結し、協定を結んだ11事業者（実施店舗数37店舗）、6市民団体および市は、買い物袋の持参を呼びかけ、レジ袋の使用量削減に向けて協働して取り組んでいる。

平成21年4月から家電リサイクル法の改正により、新たに、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が対象品目に追加された。

また、製造メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成21年4月から携帯電話機の収集・処理施設での受入れを市が行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることとし、資源の再利用を図っている。

2 高松市廃棄物減量等推進審議会

平成3年9月に市民、事業者、行政の三者が連携し、協力してごみの減量のために何ができるか、また、何をすべきかについて協議するため「高松市ごみ会議」を設置した。平成4年6月に中間報告書、平成5年7月に最終報告が市長に提出された。

平成6年2月に、一般廃棄物の適正な処理、減量、再生利用の促進等について審議するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の7規定に基づく、「高松市廃棄物の適正処理および再生利用の促進に関する条例」第17条の規定により、高松市廃棄物減量等推進審議会を設置した。審議会は学識経験者、各種団体の代表者など13人で構成されている。

3 高松市リサイクル推進員

平成5年4月に、一般廃棄物の減量化・資源化を更に推進するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく高松市リサイクル推進員を各校区に設置した。地区のリーダーとして活動するとともに、地域ぐるみの主体的なリサイクルを推進している。

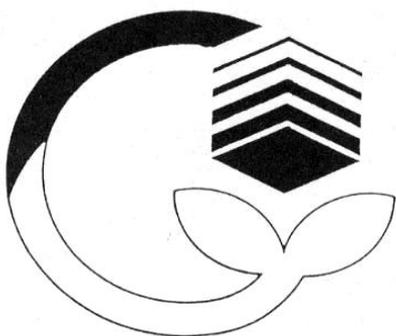
リサイクル推進員数 127人（平成23年4月21日現在）

4 ごみ減量・資源化シンボルマーク・シンボルキャラクター

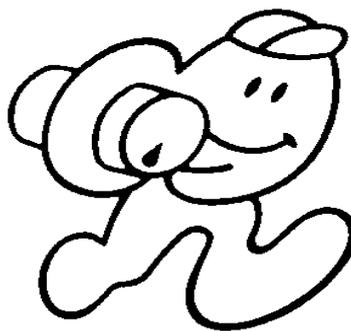
平成3年12月に、ごみ減量・資源化を広く市民にアピールするため「ごみ減量・資源化シンボルマーク」を全国から一般公募し、平成4年2月に1,117点の応募作品の中から「シンボルマーク・シンボルキャラクター」を選定した。シンボルキャラクターについては、より親しみやすいものとするため愛称を「カンクルちゃん」と命名し、あわせて表示している。

シンボルマーク・シンボルキャラクターは、各種の印刷物などへも積極的に使用している。

〔高松市ごみ減量・資源化シンボルマーク・シンボルキャラクター〕



シンボルマーク



シンボルキャラクター
(愛称 カンクルちゃん)

5 レジ袋等の削減推進

(1) レジ袋等の削減に関する協定

温室効果ガスの排出抑制とごみの減量化に大きな効果がある、レジ袋等の使用量の削減について、事業者、市民団体および市の3者で「レジ袋等の削減に関する協定」を締結し、市民に対し、買い物袋の持参を呼びかけるなど、協働してレジ袋の使用量削減に取り組んでいる。

平成23年4月現在、協定締結事業者13事業者（40店舗）、市民団体6団体

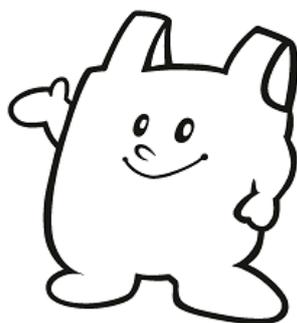
(2) レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター

平成20年に市民等から公募し、応募総点数160点から、優秀賞の作品を「レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター（愛称 エコバックくん）」として選定した。

(3) キャンペーンの実施

協定締結事業者の店舗において「レジ袋の削減キャンペーン」を実施し、買い物袋の持参を呼びかけ、レジ袋の使用量削減に向けて協働して取り組んだ。

平成22年度は、11月の土・日曜日に13事業者の13店舗でキャンペーンを実施した。



レジ袋等の削減推進シンボルキャラクター
(愛称 エコバックくん)

6 分別収集推進活動補助金

平成12年7月からの新収集体制への移行に伴い、市民と資源回収業者の協力のもとに実施してきた資源物の集団回収事業と、これに対する資源回収補助金制度を廃止した。その補助金制度にかわるものとして、分別収集活動補助金制度を新設し、ごみステーションの維持管理、分別収集、その他地域における生活環境の保全・向上のための活動を行う地区衛生組合協議会等に対して補助金を交付するとともに、平成18年度からは、同制度を合併地域へ拡大したが、補助単価については、平成20年度までに当初の600円を100円ずつ段階的に引き下げ、300円とすることとした。

また、平成19年度から、自治会等へ交付している各種補助金の一元化に伴い、一部の地区については、同補助金を地域包括補助金に、平成20年度からは地域まちづくり交付金に集約して、地域コミュニティ協議会へ交付した。

なお、平成21年度からは、全ての地区において地域まちづくり交付金として、地域コミュニティ協議会へ交付することとし、地域政策課が他の一元化される補助金と併せて交付した。

7 生ごみ減量化助成事業

家庭から排出される生ごみを減量するため、生ごみ堆肥化容器または生ごみ処理機（以下「処理機」という。）の購入に係る費用の一部を補助することにより、ごみの減量化・資源化を促進するとともに、市民のごみ処理に対する意識の高揚を図っている。

平成21年度から、補助申請を行ってから5年を経過し、新たに買い替えを行う場合も補助の対象とした。

(1) 生ごみ処理機等購入補助制度の概要

（平成23年4月1日現在）

	生ごみ堆肥化容器	生ごみ処理機
1 補助対象機種	微生物の活動により生ごみを分解し、堆肥化させ、または減量させることを目的として製造されたもので市長が認めたもの（機械式のものを除く）	微生物の活動または乾燥装置により生ごみを消滅させ、または減量する機械式のもので市長が認めたもの
2 補助対象者	① 市内に住所を有し、かつ、居住している者 ② 生ごみ処理機を購入した者にあつては、高松市の市税を完納している（申請時点で滞納がない）者 ③ 処理機を市内の自己の家庭から排出される生ごみの処理のために活用しようとする者 ④ 処理機を常に良好な状態で保持し、周囲に迷惑を掛けないで維持管理できる者	
3 販売店	制限なし	制限なし
4 補助基数	1世帯につき2基	1世帯につき1基
5 補助限度額	3,000円	20,000円
6 補助率	購入価格（消費税込み）の1/2	購入価格（消費税込み）の1/2
7 端数処理	補助金額の10円未満は切り捨て	補助金額の100円未満は切り捨て

(2) 生ごみ処理機等補助基数・補助金の推移

		平成元年～平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
生ごみ堆肥化容器	基数	24,957	547	287	300	342	345	248	27,026
	補助金（円）	80,172,410	2,344,030	812,800	855,500	924,490	919,660	691,000	86,719,890
生ごみ処理機	基数	4,272	266	367	208	403	228	184	5,928
	補助金（円）	92,966,510	6,331,800	7,188,000	4,074,600	8,007,100	4,498,000	3,657,400	126,723,410

※ 機械式生ごみ処理機の購入補助は、平成10年8月1日から行っている。

8 啓発活動等

(1) ごみ分別ガイドブックの発行

ごみの分別・排出方法等を啓発するため、平成12年のごみ新収集体制への移行に伴い、「ごみ分

別ガイドブック」を新たに製作し、全世帯に配布した後、平成16年の家庭系ごみ有料化の導入に伴い、同ガイドブックを大幅に改定し、再度全世帯に配布した。その後、平成20年4月の合併6地区のごみ収集体制統一に伴い、内容を一部改訂し、合併6地区の全世帯に配布した。また、転入者等にも要望に応じ随時配布している。

(2) 外国人向けパンフレットの発行

平成16年10月からの定期収集家庭ごみ有料化の実施に伴う各種広報の一環として、市内在住の外国人に対し、正しいごみの出し方についての啓発パンフレット（英語、中国語、韓国語）を作成し、希望者に配布している。

(3) 小学校社会科副読本の発行

昭和53年度から市内の小学校4年生を対象に、学校教育を通じてごみ処理事業に対する理解と正しい知識を学んでもらうことを目的に、社会科補助教材として社会科副読本「きれいな高松に ～くらしとごみ～」を高松市小学校社会科研究会の編集で毎年度改訂発行している。

(4) ごみ処理・リサイクル施設見学会の開催

各処理施設において小中学校や各種団体等の見学者を随時受け入れて、ごみ処理の実情に関する理解と認識を深めてもらっている。

(5) ごみ減量・資源化啓発ビデオの貸出

平成4年度に、事業所向けに制作した「地球にやさしいオフィス登録制度」のビデオソフトおよび、平成12年度の新しい収集体制への移行に伴い、制作した啓発用ビデオ「資源増量・ごみ減量 ～みんなで創るいい環境～」を希望者に貸出している。

9 事業者への指導・啓発など

(1) 地球にやさしいオフィス登録制度

平成4年度に、事業系一般廃棄物の減量・資源化を推進するため、「地球にやさしいオフィス」宣言をした事業者の申請に基づき市に登録する「地球にやさしいオフィス登録制度」を発足させた。

この制度を推進するため、すでにビル全体でリサイクル等に取り組んで他のオフィスのモデルとなる4ビルを「地球にやさしいオフィスモデルビル」として平成4年10月に指定し、同年11月から登録受付を開始した。

また、平成21年4月には制度の見直しを図り、取組内容に温室効果ガスの排出抑制に係る項目を加え、新たに登録事業所を募集した。

平成23年4月1日現在登録状況

事業所数 150事業所

(2) 地球にやさしい店登録制度

利便性と豊かさのみを求めるライフスタイルから、環境に配慮した地球にやさしいライフスタイルへの転換を市民に呼び掛けるため、平成6年2月に、容器包装の回収、包装の簡素化、再生品の

販売等に取り組み、市のごみ減量・資源化事業に協力いただける店舗等を「地球にやさしい店」として登録する制度を発足させた。

また、平成21年4月には制度の見直しを図り、取組内容に温室効果ガスの排出抑制に係る項目を加え、新たに登録店舗を募集した。

平成23年4月1日現在登録状況

店舗数 137店舗

(3) 事業系一般廃棄物減量等計画書の提出

事業系一般廃棄物の減量および資源化を推進することを目的として、平成21年10月に「高松市事業系一般廃棄物の減量化等に関する指導要綱」を制定し、事業の用に供する延べ面積3,000㎡以上の建物を所有・占有または管理する事業者を「多量排出事業者」として、毎年、事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求めている。

平成22年度提出事業者数 234事業者

(4) 搬入検査

南部および西部クリーンセンターでは、一層の分別の徹底によるごみの減量化や資源化の推進、安全・安心・安定したごみ処理を目指して、随時搬入検査を行なっているが、平成22年11月から平成23年3月までの間、県の緊急雇用創出基金事業を活用して搬入ごみの検査を充実し、搬入禁止物等の混入防止を更に進めるため、収集運搬業者やごみ排出事業者・市民に対して、ごみの正しい分別方法や出し方についての指導・啓発を行った。

10 高松市環境プラザ

環境学習情報、学習機会・場所の提供、環境保全に関する相談・指導、環境保全活動を行っている団体等への支援など、環境全般を対象とした情報の提供・交換や団体等の活動の拠点となる施設として、旧リサイクルプラザを拡充・整備し、平成15年10月11日にリニューアルオープンした。

(1) 施設の概要

所在地 高松市西宝町一丁目13番30号

TEL 087-861-6660 FAX 087-861-7600

敷地面積 706㎡

建築面積 320㎡

延床面積 568㎡

構造 鉄骨軽量気泡コンクリートパネル張 一部2階建

総事業費 1億6,101万1,660円

開館時間 10:00～18:00(土・日は17:00まで)

休館日 月曜日、祝日、年末年始

太陽光発電設備 効率向上追求型 容量10kw

(平成15年度NEDO太陽光発電新技術等フィールドテスト事業採択)

(2) 事業内容

事業名	事業内容
出前講座	学校、コミュニティセンター活動、環境関連イベント等への要望に応じて出前教室を開催しています。
環境学習講座	環境問題全般の基本的知識の習得を目的とした講座を実施しています。
リサイクル教室	事前の申し込みで、プラザ内での、各種リサイクル教室を開催しています。
環境プラザ教室	小学生から大人の方まで、環境学習やリサイクル工作が楽しめる講座を実施しています。
展示コーナー	地球規模の環境問題からエコロジーな生活の知恵まで学べるパネルを展示、粗大ごみ等の中から使用可能なものを展示しています。
情報コーナー	環境に関する図書・ビデオ・DVDの閲覧・貸出、全国自治体の資料の閲覧、パソコンを使った各種情報の検索等ができます。
交流コーナー	環境ボランティア団体の取組みおよび団体の紹介、情報交換交流の場を提供しています。
不用品交換情報ボード	譲りたい物や欲しい物の情報をプラザ内のボードに掲示、パソコンに登録するほか、広報たかまつ、市ホームページでも情報提供しています。
啓発コーナー	環境に関する各種研修会、環境学習講座、リサイクル工作教室等を実施しています。
紙すき	事前の申し込みで、プラザ内での紙すきの体験指導のほか、環境関連イベント等への出展をしています。(出張指導も可)
石けん作り	廃食油を原料に石けんづくりの体験指導をしています。(出張指導も可)

(3) 年度別利用状況

(単位 人・件)

区分 \ 年度	17	18	19	20	21	22
来館者数	3,987	4,275	4,052	4,053	4,767	4,230
1日当たり来館者数	13	14	14	14	16	14
図書・ビデオ貸出利用件数	38	54	22	7	2	4
不用品交換登録件数	867	1,015	1,038	1,055	1,008	806
出前講座件数	45	77	63	59	50	52
出前講座参加人数	2,263	2,983	2,802	2,677	2,114	2,074

11 不法投棄防止対策

平成20年4月の組織改正により、適正処理対策室を環境指導課に移管するとともに、室に適正指導係および監視パトロール係を設置し、不法投棄の防止に努めている。

(1) 不法投棄監視カメラの設置

市内でも、特に不法投棄が多く見られる山間地および海岸線地域の12か所に、監視カメラを設置するとともに、監視エリアの表示看板を立て、不法投棄防止の啓発を行っている。

(2) 不法投棄防止パトロールの実施

毎週1～2回、職員による不法投棄防止パトロールを定期的に行っているが、平成21年8月から県の緊急雇用創出基金事業を活用した民間委託による監視パトロールを開始し、パトロール事業の拡充に努めている。22年度においては、職員による定期監視パトロールを平日60回、休日6回、夜間7回、随時183回の計256回実施、民間委託による監視パトロールを平日86回、休日61回、夜間140回の計287回実施した。

また、不法投棄の行為者の調査・指導を行い不法投棄されているごみについては、早期の撤去に努めている。

(3) 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦の実施

山間地や海岸線などの広範囲にわたる不法投棄が見られる地域においては、行政と住民が連携して、不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦を実施し、不法投棄されているごみの回収を行うことにより、環境美化と環境意識の向上に努めている。

<平成22年度 不法投棄撲滅ふれあいクリーン作戦実施内容>

実施件数 6件 延べ参加人員 約6,000人



平成23年3月6日屋島クリーン大作戦



平成22年11月21日クリーンウォークinしおのえ

(4) 平成22年度瀬戸・高松広域定住自立圏不法投棄対策事業の実施

<瀬戸・高松広域定住自立圏出合いふれあいクリーン作戦実施内容>

実施件数 4件

延べ参加人員 約1,020人 総回収量 26.1t

(綾川町については、高松市エアポートクリーン作戦(拡充)で実施のため除く。)

(5) おもてなしクリーン作戦(瀬戸内国際芸術祭関連事業)の実施

実施日 平成22年7月4日(日) 参加人数 約520人 回収量 0.5t

(6) 第3回「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」の実施

10月の環境美化月間重点日事業として、行政と住民が連携して、市全域での清掃活動「高松クリーンデー“たかまつきれいでー”」を実施し、地域の環境美化と環境意識の向上に努めている。

<平成22年度高松クリーンデー“たかまつきれいでー”実施内容>

実施日 平成22年10月24日(日) 参加人数 約62,000人 回収量 52.0t

12 家電リサイクル法

平成13年4月から家電リサイクル法が施行されたことにより、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目はリサイクルすることが義務づけられ、これらの品物が不要となった時には、原則として、販売店を通じてメーカーへ引き渡しリサイクルを行うこととなっている。販売店に引取りの義務がないなどのやむを得ない場合に限り、市で回収し、メーカーの指定引取場所へ搬入している。

家電4品目の不法投棄については、市民からの通報等により回収し、リサイクル可能な物については、メーカー指定引取場所へ搬入している。

また、平成21年4月から液晶・プラズマテレビと衣類乾燥機が対象品目に追加された。

＜家電4品目の有料収集および不法投棄収集の実績＞

品 目	有料収集台数実績（台）					不法投棄収集台数実績（台）				
	18	19	20	21	22	18	19	20	21	22
年 度	18	19	20	21	22	18	19	20	21	22
テ レ ビ	288	227	211	190	223	125	164	75	100	91
エ ア コ ン	64	45	43	21	22	4	1	0	0	0
冷 蔵 庫 冷 凍 庫	262	179	190	118	101	38	35	18	27	50
洗 濯 機 衣 類 乾 燥 機	198	179	159	139	114	22	23	28	1	8
合 計	812	580	603	468	460	189	223	121	128	149

13 家庭用パソコンおよび携帯電話機のリサイクル

製造メーカー等によるリサイクルを促進するため、平成20年4月から家庭用パソコンの収集、また、平成21年4月から携帯電話機の収集および処理施設での受入れを行わず、製造メーカー等が独自に引き取ることとし、資源の再利用を図っている。

14 苦情処理件数

市民からの不法投棄の苦情には、捨てられた廃棄物から投棄者を調査し、悪質な場合には警察等の関係機関と協力して指導している。野外焼却の苦情に対しては、ごみの自家焼却は行わず、業者委託や分別して定期収集に出すなどの適正処理を行うよう指導している。

＜苦情件数＞

区分	年度	H18	H19	H20	H21	H22
	不法投棄		44	57	167	172
野外焼却		55	48	86	120	166
その他		4	6	3	0	36
合 計		103	111	256	292	326

15 市民・事業者への不法投棄防止，廃棄物の適正処理に対する意識の啓発

廃棄物の適正処理について，許可業者を対象とする講習会やホームページ，広報紙を通じて，事業者・市民への周知・啓発に努めるとともに，地元住民・各種団体と連携し，不法投棄の防止に取り組んでいる。

16 資源ごみ持ち去り防止対策

「高松市資源ごみ持ち去り防止要綱」を平成 21 年 4 月 1 日に制定し，ごみステーションに出された新聞紙などの資源ごみの持ち去りを防止するため，職員による早朝パトロールや，広報等により市民に注意喚起の啓発を行っている。